

81「県社会教育委員の会議答申」を読んで！それで、新しいシステムが実現するのか?!

堂本 彰夫

(1)新しい社会教育システムの構築？そのこと自体は必要なことであり、是非目指して欲しい?!

これも過日、沖縄県の「社会教育委員の会議」の答申「新しい地域づくりの担い手の育成に向けて～今後の青少年教育施設の在り方について～」（令和3年3月）を入手した。かつて幾つかの答申に関わった私は、懐かしくもあったが、かなり複雑な心境でもあった！とにかく、時代は、変わったのではある！それはともかく、早速、その中身についてであるが、まずは、平成30年12月の中央教育審議会答申「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」が、一つの理論的背景となっているようである?!

すなわち、「誰一人として取り残すことのない住民参画による地域づくりをめざし、多様な主体と連携・協働を図りながら個人の成長と地域社会の発展を目指す『開かれ、つながる社会教育』という新たな方向性」の提唱。「公民館や図書館、博物館など代表的な社会教育施設には地域の学習拠点としての役割に加えて、『社会教育』を基盤とした、人づくり・つながりづくり・地域づくり』の充実に向けた役割」への期待。そして、その中で、「青少年教育施設」に関しては、「体験活動の機会と場を提供して青少年の健全育成を図るという従来の役割に加えて、引きこもりや非行少年の自立支援等の役割が期待されている」ということで、青少年教育施設、とりわけ「県立青少年の家」（県内6施設。いずれも指定管理者制度を導入して運営。）に焦点が当てられている！

では、何故、そうした「開かれ、つながる社会教育」の新たな方向性の中で、青少年教育施設（事実上は「県立青少年の家」）に目が向けられたのか？それを示すのが、「審議の基本姿勢」であるが、「まず来たる地域社会の大きな変化に対応するため、既存の社会教育システムを現状に即して見直し、課題解決のための新しい社会教育システムを再考（再興?）する。そして新しい社会教育システムの中で、青少年教育施設の望ましい在り方を提示していく。取り分け、県立青少年の家は、諮問にある『青少年教育施設』の代表的なものであり、沖縄県の生涯学習実施機関としての役割が期待されている。本答申では、このような県立青少年の家の役割を踏まえ、諮問が要請している3点に絞ることにする。」とある。

ちなみに、答申をまとめるにあたっては、「社会に開かれた教育課程」を基本理念とする新学習指導要領、第三次沖縄県生涯学習推進計画（後期）をはじめとする県の方針、そして第六期沖縄県生涯学習審議会の第三次提言「青少年の健全育成を目指した学校と地域の連携・協働の推進に当たって」（平成29年11月）や沖縄県社会教育委員の会議による研究調査「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携・協力に向けて」（平成31年1月）を踏まえる」ともある。

そこで、その具体的提言であるが、その前に、「第1章 地域づくりに向けた本県の現状と課題」を見ると、「(1)社会教育の歴史的背景と地域特性」「(2)青少年の自立支援をめぐる現状と課題」「(3)地域づくりに関する現状と課題」がまとめられ、最後に「(4)これからの地域づくり」の方向性が示されている。ここでは、紙幅の関係上(1)～(3)は省略するが、(4)では、「多様で複雑な課題と向き合い、一人一人がより豊かな人生を送り、誰一人として取り残さない地域をつくるためには、まず自分の住む地域の歴史・文化や課題を知り、地域への愛着と当事者意識を高めることが必要（地域住民や地域に関わる人たちの地域の課題解決に向けた意欲を喚起することにつながる）」。そして、「地域住民や地域に関わる人たちが望ましい地域の将来像を描き、その実現に向けて一人一人が学び、能力を向上し（させ?）てその成果を地域に還元し、多様な人々と協力して地域の課題解決に取り組むことが必要（他者と協働して達成感を得る経験を重ねることは自己肯定感を高めるだけでなく、地域住民の絆づくりにもつながる）」としている。一言で言えば、「こうした地域づくり像実現に寄与する青少年教育施設の今後の方向性」を提示していきたいということである！

(2)改めて、何故、標記のような、ある意味？失礼な言い方となるのか?!

では、改めて、何故、標記のような失礼な？言い方となるのか?!ということであるが、まずは、とにもかくにも、現状の県立青少年の家に、そんな大事な（大それた?）役割が担えるのか？まさに、担って欲しいということと、担えるかどうかは、まったく次元の違う話である！つまり、結論から言えば、そういうことを期待するのであれば、同時に、その期待が実現できるシステムや条件を、周囲が（直接は県教育委員会）が、それこそ汗水流して創り出していかなければ、到底（限りなく?）不可能だということである！

しかるに、「本県では潜在的な経済格差があることから、それが家庭間の情報格差や子供同士での体験格差に結びつく可能性も否定できない。格差是正という本県の課題の一つも含め、これからの地域づくりに社会教育施設がどう関わりをもつのかは重要な検討課題といえる。諮問の対象である青少年教育施設に関して言えば、まず、比較的安価で自然体験活動や研修活動、集団宿泊を行うことができる『施設』という物的資源と野外活動の指導能力を有する『指導系職員』という人的資源を活かした関わり方を検討する必要がある。」ともされている！まったく、これには異論はないし、是非こうした問題意識で、関係各位に、今後の取り組みを期待した

いものでもある！

しかも、これからの「地域づくり」にあつては、青少年教育施設（沖縄県では「青少年の家」）に期待されるものも、当然大きいものとなるが、同じ社会教育施設という意味では、むしろ「公民館」の方が、より身近で、しかも喫緊の課題でもあるようにも思うが、この答申が具現化されていくことを前提とすれば（そのことは、ある意味当然でもあるが→諮問⇔答申の関係とは、本来そういうもの！）、県立の施設である「青少年教育施設（青少年の家）」の方が、提案し易いということもあるのならば、それはそれで、一定の評価はできることである！

何故なら、往々にして（特に本県においては？）、こうした答申の内容は、ほとんど実現されないことが常態であるからである（「提言」、「意見具申」等は、なおさらである！）。しかも、「公民館」の設置・運営については、基本的には「市町村」の権限事項となるので、県の立場としては、なかなか突っ込んだ提案は出来ない？そういった配慮も？あるのかもしれない（悪く言えば、書いても意味がない？）？！

(3)では、具体的には、どのような提案がなされているのか？

では、改めて、そこでは、どのような提案がなされているのであろうか？それは、まず、「第2章 これからの地域づくりに寄与する青少年教育施設の方向性」（これが、三つの諮問事項に対応）という形で、「(1)生涯学習の推進に向けた青少年教育施設の役割と在り方」、「(2)青少年の自立支援に向けた青少年教育施設の役割と在り方」、「(3)青少年教育施設と地域、家庭、学校との連携・協働の在り方」が示されている。そして、次に、それらを実現させる取り組みとして、「第3章 諮問事項に対する具体的提言」がなされているわけである。

具体的には、「(1)生涯学習の推進に向けた青少年教育施設の役割と在り方について～『つながり』づくり」ということで、「提言1 生涯学習行政・地域・学校等との連携・協働体制の構築を図る／提言2 県立青少年の家及び生涯学習推進センターの行政上の位置づけを明確にし、施策の充実を図る」、「(2)青少年の自立支援に向けた青少年教育施設の役割と在り方について～「人」づくり～」ということで、「提言3 次世代の地域の担い手を支援・育成する拠点としてのプログラム開発や環境整備を図る」、「(3)青少年教育施設と地域、家庭、学校との連携、協働の在り方について～「ジブンナー（※知恵をもった人達という意？）が創る地域」づくり～」ということで、「提言4 地域特性を活かした未来へ向けての地域づくりにつとめる／提言5 県立青少年の家を中心とした広報活動の充実強化を図る」となっている。

そこで、その具体的提案を揚げてみると（骨子として）、以下のようなことが示されている。

提言1：各施設の事業を「おきなわ県民カレッジ」の連携講座として登録を推進。「生涯学習マップ」「防災マップ」の作成・活用。「学校を核とした地域づくり（←文科省の「地域力強化プラン」）」の推進で重要な「地域学校協働活動推進員」の愛称化／名称の統一化及び養成講座の企画・実施等

提言2：「おきなわ県民カレッジ」の主催事業「広域学習サービス講座」（各教育事務所の実施分）を県立青少年の家に移行する。その際、各教育事務所の「社会教育主事」もしくは「生涯学習コーディネーター」を県立青少年の家に配置し、「生涯学習振興課」の組織図に県立青少年の家を位置づける／「生涯学習推進センター」での社会教育主事・社会教育士の養成とネットワーク体制の維持・強化等

提言3：地域の歴史や文化、自然を探訪する取組や地域の課題解決を参加者で考える取組、キャリア教育を推進する取組を青少年の家の事業として企画・実施する。「適応指導教室」や「国立沖縄青少年交流の家」等と連携を図り、青少年の家の施設と活動プログラムを生かした自立支援プログラムの開発等

提言4：社会教育関係団体や福祉機関、NPO、企業、大学などで「地域づくり連絡協議会」を組織し、地域づくりという視点のもと、各層位での課題解決に向けてお互いの事業を再確認し、精選・連携を図る。

提言5：愛称を募集して「学びの家（〇〇青少年の家）」と表記するなど。ICT等の活用や紹介冊子の刊行等

確かに、面白い提案や、すぐにも実現できそうなものも示されているが、どう見ても、今の青少年の家の実情（運営側の予算・スタッフの不安定さ、脆弱等？）からすれば、その実現可能性は、はなはだ怪しい？つまり、それは、各青少年の家の自助努力？だけでは、到底実現できないということである！せめて、そのことを実現させるための、県全体の、少なくとも県教委レベルでの実現施策・体制の整備がなされないといけないうことである（事務所の「社会教育主事」あるいは「生涯学習コーディネーター」の配置及び、それを含めた「生涯学習振興課」への組み込みを組織図に明記するだけでは、ほとんど有効ではない？ただ、そのこと自体は、大いに評価されることではある！）。そうしたことがなければ、やはり？新たな「社会教育システム」と呼べるものにはならない？

最後になるが、「答申」で示された、関係委員及び当該担当職員の熱意と提案への期待は、現実的な諸条件の制約？の中での、精一杯の結果ではあったろう！後は、この提言が、一刻も早く、そして、一つでもよいから、実現の運びとなって欲しいものである！冷静に言えば、今（これまでも？）、社会教育（行政）が厳しい状況にあることは事実である（否、悪化している？）？！ただし、そこに求められる唯一の（最後の？）拠り所（可能性）は、まさに「総合教育行政」であり、そこにおける「学校教育（行政）」と「社会教育（行政）」の連携強化→地域学校協働活動→教育協働である！今回の答申も、実は、その一環であることは、ある意味間違いない？！そう思っの、私の評価であり、感想でもあることは（若干の言いがかりもあるが？）、ここでは付記しておきたい！